

## 第111号議案

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年12月20日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例  
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成11年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表1の項および2の項中「40円」を「46円」に改め、同表3の項中「2,400円」を「2,800円」に、「1,200円」を「1,400円」に改め、同表4の項中「40円」を「46円」に、「76円」を「87円」に、「342円」を「391円」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)の表1の項から4の項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の排出に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の廃棄物の排出に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に排出する粗大ごみであって、施行日前に区長が当該粗大ごみの排出に係る申込みを受け付けたものに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 4 付則第2項の規定にかかわらず、改正前の品川区廃棄物の処理および再利

用に関する条例別表(1)の表4の項の規定に基づき算定し、交付された有料ごみ処理券の使用については、施行日以後1月の間は、なお従前の例による。

(説明) 廃棄物処理手数料の額を改定する必要がある。